

随 想

平成30年7月、「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」が成立しました。農業においては、あまり関連がないと思われる方も多いかわかりません。

働き方改革はそもそも、様々な生活環境の中で、労働者がより働きやすい環境を企業側が整備し、生産性をあげようというものです。しかもその内容については、働き方改革のほんの一部である高度プロフェッショナル制度の報道ばかりで、その目的を含めた詳細な報道はほとんどされてきませんでした。

農業経営者の中には、「労働時間のことなので、関係ない」と考えられている方も多いのではないのでしょうか。しかし、それは大きな間違いです。ここでは働き方改革の中身について詳細に解説はしませんが、農業界にとってでも労務管理の分野において、大きな転換期に差し掛かったと言っても過言ではありません。

ません。

現在、あらゆる業界で人手不足が叫ばれています。数年前まで、募集をすれば数人集まるといった状況だったのが、今はまったく人が集まらないということもあります。

これは農業に限ったことではありません。そこで、大きな企業は、資本に任せて多様なニーズにあわせた働き方をどんどんと打ち出しています。そんな中、農業は雇用についてのよ



特定社会保険労務士

働き方改革とGAP

橋本 将詞

は、10日以上の有給休暇が付与される労働者に対し、5日については、毎年時季を指定して与えなければならぬ」と。

もちろん、有給休暇は、農業であっても適用除外ではありません。他の産業は、働き方改革成立より前から、労働力を確保するため、多様な働き方を提案していることは先に述べました。

労働力を確保しなければならぬことは農業においても同じ

うな取り組みを実行しているでしょう。もちろん、いち早くそれに気づいた先進的な農業経営者は、休日を他産業並みに近づけるための努力や地域活動休暇の導入など様々な取り組みに着手はしています。

その一方で、こんな相談を受けることもあります。「農業に有給休暇は必要なのですか？農業にはなじまない気がします」と。実は、今回の働き方改革の中に、有給休暇に関する項目があります。それには「使用者

です。確かに「農業」という職業に憧れて就農される方もたくさんおられます。ですが、そんな方は多くの求職者の中では、ほんの一握りです。これからは、職業として農業を選ぶ方も労働力として積極的に受け入れる必要があります。他産業が求人土俵で多様な働き方を提案すれば、農業も同じ土俵で募集をしなければならぬことは忘れてはいけません。

りやすいのではないのでしょうか。農業には農閑期があります。その時季に思いっきり有給休暇をとってもらってはいかがでしょうか。考え方の転換が必要で、農業こそ、多様な働き方が提案できる産業であると私は考えます。これからは、農業経営者から、農業独自の多様なライフスタイルを提案することで、農業の魅力労働者に対しても発信してもらいたいものです。

ただ、そうすると、今以上に労働力を効率よく使うという管理機能をしっかりと整備する必要があります。そこで、今話題のGAP的生産工程管理が必要となるのです。

生産工程管理は、単なるリスク管理だけではなく、法人内の組織をしっかりと作ることに意味があります。管理する部門毎に責任者を設け、その責任者に権限と責任を付与する。そうすることで、責任感が芽生え、人は必死に仕事を覚えようとし、成長します。これまで、経営者に集中させてきた判断機能を分散させるのです。さらに、あらゆる工程を見える化することで、作業の効率をあげ、無駄を省くことにつながります。

働き方改革とGAP、今、農

業における労務管理は大きな転換期を迎えており、しっかりと組織固めと労働環境を整えることで、腰の強い経営をすることができると考えます。

◇筆者の紹介(はしもと まさし)

平成13年、橋本将詞社会保険労務士事務所開業。家業の野菜集荷業を通じ、青果物流通に精通。「農」と「食」に特化した社会保険労務士として、農業者向け経営研修の講師を多数務めている。特定農作業従事者団体・京都農業有志の会理事長。

いなか暮らしフェアで就農相談を実施

7月28日、大阪市内・OMMビルで「おいでや！いなか暮らしフェア」が開催され、北海道から沖縄までの自治体、団体等が出展。約2600人の相談者が訪れた。

「いなか暮らし」希望者には、自家消費分の農業生産を行いつつ、他の生き甲斐となる仕事を両立させる「半農半X」というライフスタイルを望む層もいる。

農業会議と府農政室、農業大学校は「大阪府就農相談コーナー」のブースで就農までのステップ等を夫婦での来場者など6人に説明した。

(田村)